

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
第一条から第百二十二条まで　（現行のとおり） （建設工事等に係る遵守事項）	第一条から第百二十二条まで　（略） （建設工事等に係る遵守事項）
第一百二十三条　（現行のとおり）	第一百二十三条　（略）
2　石綿を含む建設材料（以下「石綿含有材料」という。）を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事を施工する者は、知事が定める作業上の遵守事項（以下この節において「遵守事項」という。）に従つて工事を施工し、及び規則で定めるところにより石綿の飛散の状況について監視を行わなければならない。 （石綿含有建築物解体等工事に係る届出等）	2　石綿を含む建設材料（以下「石綿含有材料」という。）を使用する建築物その他の施設の建設、解体又は改修の工事を施工する者は、知事が定める作業上の遵守事項（以下この節において「遵守事項」という。）に従つて工事を施工し、及び規則で定めるところにより石綿の飛散の状況について監視を行わなければならない。 （石綿含有建築物解体等工事に係る届出等）
第一百二十四条　石綿含有材料（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を使用する建築物その他の施設で、規則で定める面積以上の石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分を有するもの又は規則で定める面積以上の延べ面積等を有するものの解体又は改修の工事（以下「石綿含有建築物解体等工事」という。）を施工する者は、当該石綿含有建築物解体等工事の開始の日前十四日までに規則で定めるところにより、当該石綿含有建築物解体等工事に係る石綿の飛散防止方法の詳細及び飛散の状況の監視その他の計画（以下「飛散防止方法等計画」という。）を知事に届け出なければならない。 い。	第一百二十四条　石綿含有材料（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を使用する建築物その他の施設で、規則で定める面積以上の石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分を有するもの又は規則で定める面積以上の延べ面積等を有するものの解体又は改修の工事（以下「石綿含有建築物解体等工事」という。）を施工する者は、当該石綿含有建築物解体等工事の開始の日前十四日までに規則で定めるところにより、当該石綿含有建築物解体等工事の作業施工計画を知事に届け出なければならない。ただし、大気汚染防止法第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出をすべき者については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、作業施工計画が規則又は遵守事項に従つていないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該作業施工計画を規則又は遵守事項に従つたものに変更することを勧告することができる。

3 第一項ただし書の届出をすべき者は、大気汚染防止法第十八条の十五第一項に規定する特定粉じん排出等作業の開始の日前十四日までに規則で定めるところにより、石綿の飛散防止方法の詳細及び飛散の状況の監視その他の計画（以下「飛散防止方法等計画」という。）を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、飛散防止方法等計画が規則又は遵守事項に従つていないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該飛散防止方法等計画を規則又は遵守事項に従つたものに変更することを勧告することができる。

第一百二十五条から第六十条まで （現行のとおり）

第一百六十一条 次の各号の一に該当する者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 （現行のとおり）

二 第九十一条又は第一百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三及び四 （現行のとおり）

第一百六十二条から第六十五条まで （現行のとおり）

別表第一から別表第六まで （現行のとおり）

4 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、飛散防止方法等計画が規則又は遵守事項に従つていないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該飛散防止方法等計画を規則又は遵守事項に従つたものに変更することを勧告することができる。

第一百二十五条から第六十条まで （略）

第一百六十一条 次の各号の一に該当する者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第九十一条又は第一百二十四条第一項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三及び四 （略）

第一百六十二条から第六十五条まで （略）

別表第一から別表第六まで （略）

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）

一から三まで（現行のとおり）

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）

四
污水

有害物質に係る基準（現行のとおり）

(二) (一) 有害物質に係る基準（現行のとおり）
有害物質、窒素含有量及び燃^{かん}含有量を除く項目に係る基準

ア工場に係る基準

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）

四
汚水

有害物質に係る基準（略）

(二) (一) 有害物質に係る基準 (略)
有害物質、窒素含有量及び燐含有量を除く項目に係る基準

ア工場に係る基礎

この基準の適用については、次に掲げるところによる。

一 一般水域B又は島しょ及びその海域に汚水を排出する第一類工場にあっては、(五)から(七)までに掲げる項目の基準については、新設の基準を適用する。

二 第二類工場のうち排水量が五十立方メートル未満の工場(次号又は第四号若しくは第五号に該当するものを除く。)にあっては、この表の(五)から(四)まで及び(七)に掲げる項目については、適用しない。

三 处理対象人員が二十人以上のし尿浄化槽を有する第二類工場のうち排水量が五十立方メートル未満の工場にあっては、この表の(五)から(四)まで及び(七)に掲げる項目については、前号の規定にかかわらず、当該別表第七四の部(二)の款イの項(イ)の表の基準を適用する。

四 既設の工場で、この条例の施行日以後に汚水の発生施設の構造を変更(排水量が増加するものに限る。)した工場にあっては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、その日から新設の基準を適用する。

五 既設の工場で、この条例の施行日以後に下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る工場にあっては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。

備考

一 第一類工場とは次に掲げる既設の工場をいい、第二類工場とは第一類工場以外の既設の工場をいう。

(一) 昭和四十七年四月二日以後の着工に係る工場

(二) 昭和四十七年四月一日において既に設置され、又は着工されている工場(排水量が五十立方メートル未満の工場を除く。)で、昭和五十三年七月一日からこの条例の施行日の前日までに汚水の発生施設の構造を変更(排水量が増加するものに限る。)した工場

(三) 下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可をこの条例の施行日の前日までに受けた場合における当該許可に係る工場

二 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される汚水について適用する。

三 有害物質、窒素含有量及び燐含有量を除く項目の検定は、次に掲げる方法によるものとする(以下イ指定作業場における基準における検定方法において同じ。)。

四 外観 日本工業規格K○一〇二・8に定める方法

五 温度 日本工業規格K○一〇二・7・2に定める方法

六 その他の項目 排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法

イ 指定作業場に係る基準

(ア) 下水処理場又はし尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)を有する事業場

		項目・設置区分	水域区分	水素イオン濃度(水素指數)	指定作業場の種類	許容限度(単位) 一リットルにつきミリグラム(一)、(二)、(四)及び(七)に掲げる項目を除く。)	公共用水域に排出される汚水	下水処理場	し尿処理施設を有する事業場	すべての水域	異常な着色又は発泡が認められないこと。
(五) 酸素要求量	(四) 温度	(三) 削除	(二) 外観	一五	四〇度以下	五・八以上八・六以下	五・八以上八・六以下	下水処理場	し尿処理施設を有する事業場	すべての水域	異常な着色又は発泡が認められないこと。
既設	新設	二五	二〇	四〇							

この基準の適用については、次に掲げるところによる。

一 一般水域B又は島しょ及びその海域に汚水を排出する第一類工場にあっては、(五)から(七)までに掲げる項目の基準については、新設の基準を適用する。

二 第二類工場のうち排水量が五十立方メートル未満の工場(次号又は第四号若しくは第五号に該当するものを除く。)にあっては、この表の(五)から(四)まで及び(七)に掲げる項目については、適用しない。

三 处理対象人員が二十人以上のし尿浄化槽を有する第二類工場のうち排水量が五十立方メートル未満の工場にあっては、この表の(五)から(四)まで及び(七)に掲げる項目については、前号の規定にかかわらず、当該別表第七四の部(二)の款イの項(イ)の表の基準を適用する。

四 既設の工場で、この条例の施行日以後に汚水の発生施設の構造を変更(排水量が増加するものに限る。)した工場にあっては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、その日から新設の基準を適用する。

五 既設の工場で、この条例の施行日以後に下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る工場にあっては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。

備考

一 第一類工場とは次に掲げる既設の工場をいい、第二類工場とは第一類工場以外の既設の工場をいう。

(一) 昭和四十七年四月二日以後の着工に係る工場

(二) 昭和四十七年四月一日において既に設置され、又は着工されている工場(排水量が五十立方メートル未満の工場を除く。)で、昭和五十三年七月一日からこの条例の施行日の前日までに汚水の発生施設の構造を変更(排水量が増加するものに限る。)した工場

(三) 下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可をこの条例の施行日の前日までに受けた場合における当該許可に係る工場

二 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される汚水について適用する。

三 有害物質、窒素含有量及び燐含有量を除く項目の検定は、次に掲げる方法によるものとする(以下イ指定作業場における基準における検定方法において同じ。)。

四 外観 日本工業規格K○一〇二・8に定める方法

五 温度 日本工業規格K○一〇二・7・2に定める方法

六 その他の項目 排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法

イ 指定作業場に係る基準

(ア) 下水処理場又はし尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)を有する事業場

		項目・設置区分	水域区分	水素イオン濃度(水素指數)	指定作業場の種類	許容限度(単位) 一リットルにつきミリグラム(一)、(二)、(四)及び(七)に掲げる項目を除く。)	公共用水域に排出される汚水	下水処理場	し尿処理施設を有する事業場	すべての水域	異常な着色又は発泡が認められないこと。
(五) 酸素要求量	(四) 温度	(三) 削除	(二) 外観	一五	四〇度以下	五・八以上八・六以下	五・八以上八・六以下	下水処理場	し尿処理施設を有する事業場	すべての水域	異常な着色又は発泡が認められないこと。
既設	新設	二五	二〇	四〇							

的 酸 化 學 物		(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	項目・設置区分	指定作業場の種類	施設規模	水城区分	共用水域に排出される汚水
既設	新設	温度	削除	外観	素指数)	水素イオン濃度(水)					許容限度(単位) 一リットルにつきミリグラム(一)、(二)、(四)及び(七)に掲げる項目を除く。)
月 一 日 以 後	平成三年十 月 一 日 以 後	三〇	二〇	四〇度以下	異常な着色又は発泡が認められないこと。	五・八以上八・六以下	上 ○一人以 人以下	水道水 源水 域	し 尿 淨 化 槽	水 域A	有 す る 事 業 場
に設置さ れた	に設置さ れた	三〇	二〇	二五			上 ○一人以 人以下	一般水 域A	一 般 水 域B	島しよ及びその海域	
		三〇	二〇	二五			上 ○一人以 人以下	人員が五 人以下	人員が二 人以下	人員が二 人以下	
		四〇	二五	三〇			上 ○一人以 人以下	人員が五 人以下	人員が二 人以下	人員が二 人以下	

(イ) し尿処理施設（し尿浄化槽に限る。）を有する事業場

一 腹地の下水処理場のうち、流入する下水を處理する施設のすべてに、窒素及び錳の処理機能を持たず、過濾施設と、その後段に過濾施設又はろ過施設と同等の処理機能を持つ処理施設が整備され、それらの施設が稼働した下水処理場について、その日から新設の基準を適用する。

二 下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る既設のし尿処理施設を有する事業場にあっては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。

備考 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される污水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される污水について適用する。

既設		新設		(五)生物		(四)温度		(三)外観		(一)水素イオン濃度(水素指數)		項目・設置区分	
月一日以後		平成三年十 月一日以後		既設		新設		既設		新設		既設	
に設置さ													

(イ) し尿処理施設（し尿浄化槽に限る。）を有する事業場

(夫) 削除	量	西 溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量	当 量	土 銅 含 有 量	(土) 亞 鉛 含 有 量	(十) 脂 類 含 有 量	(九) 出 物 質 含 有 量 (エ ノ ー ル 類 含 有 量)	(八) ノ ル マ ル ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 含 有 量 (鉱 油 類 含 有 量)	(七) 量 物 質 浮 遊		(六) 化 学 的 酸 素 要 求 量		求 量		
									既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	
二	一〇	一〇	二	三	五	三〇	五	五	六〇	四〇	三〇	三〇	二〇	三〇	れ、又は着工されてい
									一五〇		八〇			八〇	
									六〇	四〇				三〇	
									一五〇	五〇				八〇	
									八〇	四〇				四〇	
									一五〇	五〇				八〇	
									八〇	五〇				四〇	
									一五〇	六〇				一一〇	

(夫) 削除	量	西 溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量	当 量	土 銅 含 有 量	(土) 亞 鉛 含 有 量	(十) 脂 類 含 有 量	(九) 出 物 質 含 有 量 (エ ノ ー ル 類 含 有 量)	(八) ノ ル マ ル ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 含 有 量 (鉱 油 類 含 有 量)	(七) 量 物 賴 浮 遊		(六) 化 学 的 酸 素 要 求 量		求 量		
									既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	
二	一〇	一〇	五	三	五	三〇	五	五	六〇	四〇	三〇	三〇	二〇	三〇	れ、又は着工されてい
									一五〇		八〇			八〇	
									六〇	四〇				三〇	
									一五〇	五〇				八〇	
									八〇	四〇				四〇	
									一五〇	五〇				八〇	
									八〇	五〇				四〇	
									一五〇	六〇				一一〇	

備考 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される污水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される污水について適用する。

(エ) (ア)から(ウ)までを除く指定作業場

備考 下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る既設のと畜場及び畜舎にあっては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。
生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される汚水について適用する。

(九) 鉛油類含有量	三〇
(九) ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量(一 動植物油脂類含有量)	三〇
(十) フエノール類含 有量	五
(十一) 銅含有量	三
(十二) 亜鉛含有量	二
(十三) 溶解性鉄含有量	一〇
(十四) 溶解性マンガン	一〇
(十五) 含有量	
(十六) クロム含有量	二
(十七) 削除	三、〇〇〇
(十八) 大腸菌群数(単 位 一立方センチ メートルにつき個)	
この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。 一 排水量が五十立方メートル未満の既設の指定作業場(第二号又は第三号に該当するものを除く。)にあっては、この表の基準については、適用しない。 二 この条例の施行日以後に、汚水の発生施設の構造を変更して、排水量が増加した既設の指定作業場にあっては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。 三 下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る既設の指定作業場にあっては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。	
備考 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される汚水について適用する。	

(三) 窒素含有量及び燐含有量に係る基準 (現行のとおり)

五から七まで (現行のとおり)
別表第八から別表第十三まで (現行のとおり)

(九) 鉛油類含有量	三〇
(九) ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量(一 動植物油脂類含有量)	三〇
(十) フエノール類含 有量	五
(十一) 銅含有量	三
(十二) 亜鉛含有量	一〇
(十三) 溶解性鉄含有量	一〇
(十四) 溶解性マンガン	一〇
(十五) 含有量	
(十六) クロム含有量	二
(十七) 削除	三、〇〇〇
(十八) 大腸菌群数(単 位 一立方センチ メートルにつき個)	
この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。 一 排水量が五十立方メートル未満の既設の指定作業場(第二号又は第三号に該当するものを除く。)にあっては、この表の基準については、適用しない。 二 この条例の施行日以後に、汚水の発生施設の構造を変更して、排水量が増加した既設の指定作業場にあっては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。 三 下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る既設の指定作業場にあっては、この表の(五)から(七)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。	
備考 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される汚水について適用する。	

(三) 窒素含有量及び燐含有量に係る基準 (略)

五から七まで (略)
別表第八から別表第十三まで (略)